令和９年度臨海工場の余剰電力売却に関する仕様書

１．件名

令和９年度臨海工場の余剰電力売却

２．履行期間

令和９年４月１日　から　令和 10 年３月 31 日　まで

３．予定売電電力量

47,652,240　kWh

※この電力量は令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの 12 か月間の予定量であり、その量を担保するものではない。

４．非化石価値について

本契約で売却する電力は、固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の発電電力であり、非化石価値を有している。本契約では、上記３の売電電力量と合わせて非化石証書により非化石価値を提供する。

提供する非化石証書の種類は、「再エネ指定」と「再エネ指定無し」の２種類であり、各月のバイオマス比率に応じてこれらの証書数量の割合は増減する。（令和７年度平均バイオマス比率 47.308%）ただし、６月及び 11 月についてはバイオマス比率の測定を実施しないため、その全量が再エネ指定無しの非化石証書となる。

なお、国（認定機関）への各月ごとの電力量申請は、受注者にて行うこととする。

５．受給地点

福岡市東区箱崎ふ頭四丁目 13 番 42 号所在の臨海工場の自家発電所構内に福岡市が設置した開閉器の電源側接続点

６．接続電力系統

九州電力送配電株式会社

７．電気方式等

（１）電気方式　　交流３相３線式

（２）定格周波数　　60 Hz

（３）定格電圧　　66,000 V

（４）受給最大電力　　19,000 kW

8．発電設備

（1）蒸気タービン発電設備

ア　形式　　衝動抽気復水タービン　単流排気形

イ　定格出力　25,000 kW

ウ　燃料　　一般廃棄物

（2）ガスタービン発電設備

ア　形式　　カワサキ　T4000A-BER

イ　定格出力　3,000 kW

ウ　燃料　　灯油

9．電力供給上の協力

（1） 発注者は、受注者の要求があれば、売電電力量供給計画を提供するものとする。ただし、計画を変更する場合は、変更日前日の 10 時前までに通知するものとする。

（2） 発注者は、売電電力量供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

（3） 発注者は、売電電力量の安定供給に努力するものとする。

（4） 受注者は、臨海工場における発電量調整受電電力量および無効電力量の算定方法について、九州電力送配電株式会社と協定書を締結する必要があるため、これに応じること。

10. バランシンググループ

受注者は、本発電設備について、発電契約者として発電バランシンググループを形成し、九州電力送配電株式会社と発電量調整供給契約を締結するものとする。

ただし、これによりがたい場合は、受注者以外の事業者が発電契約者となる発電バランシンググループに加入するものとする。

11. 自己託送

臨海工場の送電用積算電力量計によって計量された電力の一部を下記施設へ自己託送するため、受注者への売電電力量は計量された電力から自己託送した電力を差し引いた電力量となる。

供給先施設	供給電力
保健環境研究所	90　kW
中部汚泥再生処理センター	60　kW
西部汚水処理場	70　kW
伏谷 NO.1 調整槽	10　kW

※これらの電力は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの予定で、担保するものではない。また、発注者の都合で自己託送を実施しないことがある。その場合、自己託送分の電力を売電電力量に上乗せする。